

医療費等に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 4 億 3 8 7 6 万円

(前年度 1 件 5 億 2 9 4 0 万円)

1 医療給付等の概要

厚生労働省の医療保障制度には、後期高齢者医療制度（平成20年3月以前は老人保健制度）、医療保険制度及び公費負担医療制度があり、これらの制度により各種の医療給付が行われている。

これらの医療給付において、被保険者等に対して診療を行うなどした医療機関等は、診療報酬等として医療に要する費用を所定の診療点数等に単価を乗ずるなどして算定し、患者負担分を患者に請求し、残りの診療報酬等（以下「医療費」という。）を医療給付の実施主体である保険者等に請求することとなっている。このうち、保険者等に対する医療費の請求は、診療報酬請求書等に費用の明細を明らかにして行い、これらの請求を受けた保険者等及び審査支払機関は、その請求内容について審査点検した上で保険者等が審査支払機関を通じて医療機関等に医療費を支払うこととなっている。そして、保険者等が支払う医療費の一部について国は医療保障制度ごとに定められている割合などにより負担している。

また、保険者等がやむを得ないものと認める場合等には、上記の医療費に代えて、療養費を支給することができるとされている。その療養費の一つとして柔道整復師の施術に係る療養費がある。

2 検査の結果

31道府県に所在する122医療機関、30薬局及び3施術所に対して618実施主体が行った18年度から22年度までの間における医療費等の支払が、139,250件で991,274,560円過大となっていて、これに対する国の負担額438,767,124円が不当と認められる。

これを診療報酬項目等の別に整理して示すと、次のとおりである。

- ① 入院基本料 95実施主体（40医療機関） 不当と認める国の負担額 176,063千円
療養病棟入院基本料等に定められた区分のうち、より低い点数の区分の状態等にある患者に対して高い区分の点数で算定するなどしていた。
- ② 入院基本料等加算 194実施主体（25医療機関） 不当と認める国の負担額 70,970千円
医師の数が標準人員を満たしていないのに、療養病棟療養環境加算等を算定するなどしていた。
- ③ リハビリテーション料 39実施主体（6医療機関） 不当と認める国の負担額 49,647千円
多くの入院患者に対して長期にわたり、摂食機能療法を1月に4回を超えて実施してリハビリテーション料を算定するなどしていた。
- ④ 医学管理料 117実施主体（16医療機関） 不当と認める国の負担額 37,645千円
配置医師が行った診療について、特定疾患療養管理料等を算定するなどしていた。
- ⑤ 在宅医療料 64実施主体（10医療機関） 不当と認める国の負担額 16,542千円
特別養護老人ホームの入所者に対して、在宅患者訪問診療料等を算定するなどしていた。
- ⑥ 初診料・再診料 40実施主体（8医療機関） 不当と認める国の負担額 13,119千円
配置医師が行った診療について、初診料及び再診料を算定するなどしていた。
- ⑦ 処置料 95実施主体（11医療機関） 不当と認める国の負担額 8,958千円
人工腎臓の処置に使用される薬剤について、実際に使用した量よりも多い量により薬剤料を算定するなどしていた。

⑧ 入院時食事療養費・入院時生活療養費等

101実施主体（6医療機関） 不当と認める国の負担額 16,452千円
地方厚生(支)局長への届出を行っていないのに、入院時食事療養(Ⅰ)を算定するなどしていた。

⑨ 調剤報酬 275実施主体（30薬局） 不当と認める国の負担額 46,328千円

要介護被保険者等である患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定するなどしていた。

⑩ 柔道整復療養費 9実施主体（3施術所） 不当と認める国の負担額 3,039千円

柔道整復療養費の支給対象とならない肩こりなどに対する施術等であるのに、柔道整復施術療養費支給申請書に事実と異なる負傷名等を記載して、後療料等を算定していた。

また、これらを道府県別に示すと、次のとおりである。

道府県名	実施主体(医療機関等及び施術所数)	過大に支払われた医療費等の件数 (件)	過大に支払われた医療費等の額 (千円)	不当と認める国の負担額 (千円)	摘 要
北海道	12市町等(1)	1,665	72,626	28,521	③
青森県	21市町村等(4)	1,310	9,448	3,821	⑦⑩
秋田県	6市等(3)	976	9,617	3,447	②⑨
山形県	33市区町村等(6)	3,025	88,614	36,398	①②⑥⑦
茨城県	59市区町村等(4)	2,614	18,295	7,182	①②⑨
栃木県	24市区町等(1)	10,696	7,329	3,197	⑨
群馬県	41市町村等(3)	2,167	40,686	21,682	②③⑧
千葉県	43市区町村等(7)	3,085	18,170	7,530	②④⑤⑦
神奈川県	75市区町村等(18)	21,435	100,538	47,608	①②④⑤⑥⑧⑨
福井県	70市町等(4)	4,857	37,994	14,767	①②⑤
山梨県	21市区町等(4)	2,360	32,320	14,921	①④⑤
岐阜県	1広域連合(1)	18	2,133	851	①
静岡県	32市町等(11)	7,923	95,222	37,045	①②④⑥⑨
愛知県	13市町等(2)	513	3,306	1,223	⑨
三重県	15市町等(3)	727	9,624	4,073	②⑤⑦
滋賀県	3市等(1)	648	2,475	941	④
大阪府	36市町村等(15)	5,814	57,660	27,563	①②③④⑥⑦⑧⑨
兵庫県	38市区町等(14)	2,960	39,413	15,886	①②③⑦⑧⑨
奈良県	92市区町村等(1)	24,040	6,797	3,784	⑨
島根県	19市町村等(6)	1,346	25,002	10,037	①②
岡山県	11市町等(1)	1,218	82,706	38,743	①
広島県	5市等(5)	7,834	9,282	3,586	②⑨
香川県	2市等(1)	41	2,019	810	⑤
高知県	14市町等(3)	683	17,967	7,360	①②④
福岡県	94市町村等(24)	20,258	124,903	61,007	①②④⑤⑥⑧⑨
佐賀県	47市町等(1)	7,583	9,331	4,327	⑨
長崎県	3市等(1)	101	1,416	522	①

道府県名	実施主体 (医療機関等及び施 術所数)	過大に支払わ れた医療費等 の件数 (件)	過大に支払わ れた医療費等 の額 (千円)	不当と認める 国の負担額 (千円)	摘 要
熊本県	17市町村等(6)	1,744	47,844	22,257	①②⑦⑧
宮崎県	4市町等(1)	629	2,522	1,391	⑥
鹿児島県	9市町等(2)	670	5,916	2,543	⑨
沖縄県	9市町村等(1)	310	10,082	5,730	②
計	618市区町村等(155)	139,250	991,274	438,767	

(注) 摘要欄の①～⑩は、本文の診療報酬項目等の別に対応している。